

事務連絡
平成23年3月17日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課
無償給与事務担当者殿

文部科学省初等中等教育局
教科書課無償給与係

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被災した
児童生徒に係る教科書無償給与事務について

標記の件については、平成23年3月14日付け22文科初第1714号「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」(別添参照)により、以下のとおりお知らせしているところです。

2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成22年度用教科書を無償給与することができること。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

これは、転学用の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第1条により、2月末日までの間に転学した児童生徒の使用に係るものを給与するとされているところを、被災に伴い3月中に転学した児童生徒の使用に係るものについても給与できるよう、弾力的な取り扱いを可能とする旨通知したものです。被災した児童生徒が転入学した場合には、平成23年3月14日から今年度の授業が終了するまでの教育課程に必要な教科書を給与することができますので、よろしくお取りはからいください。

この件について、給与事務は以下のとおりとします。

1. 当該通知により給与した教科書については、都道府県が、受領冊数・給与児童生徒数報告書に該当冊数及び児童生徒数を加えて文部科学省へ報告すること。



2. 1の報告書以外の、実施機関が作成する納入指示書や受領証明書等の書類は弾力的に取り扱うこととし、給与したことがわかる書類を適宜保存すること。
3. 都道府県は、1の報告書と併せて、当該通知により給与した教科書の内訳を、別添の「東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒に係る教科書給与報告書」により文部科学省に報告すること。

なお、被災に伴う転学であっても、平成23年度に給与する教科書については、平成23年度の前期転学用となります。平成23年度に使用する複数年使用の教科書については、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えありません。

また、この場合も教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとします。

〈本件連絡先〉

文部科学省初等中等教育局教科書課 無償給与係

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111 (内線2411)

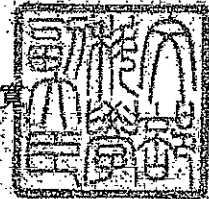
FAX 03-6734-3739



22文科初第1714号
平成23年3月14日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学副大臣
鈴木 寛



(印影印刷)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の
児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、入学者選抜における弾力的な対応を行うとともに、収容定員を超えた受入れについても特段の配慮をすること。

2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成22年度用教科書が無償給与することができること。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料の取扱い等について

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、生徒又は幼児の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生等に対して特段の配慮を行うこと。特に卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

5. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

7. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

本件連絡先（とりまとめ）

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課企画係
渡邊，菅谷，江間
（電話）03-6734-2589
（FAX）03-6734-3731
（E-mail）svoto@mext.go.jp

東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒に係る教科書給与報告書

_____ 県教育委員会

発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	冊数
小学校用			
小計			
中学校用			
小計			
特別支援学校用			
小計			
その他			
小計			
合計			

※教科書は、発行者別に発行者番号順に掲載すること。

※同一発行者の教科書は、教科書目録掲載順に記載すること。

※その他の欄には、一般図書や拡大教科書等、教科書目録に掲載のない図書を記載すること。

※様式は適宜、行を追加すること。